



AESJ 日本原子力学会
Atomic Energy Society of Japan

日本原子力学会「2014年春の年会」
倫理委員会企画セッション: 倫理規程の改定－原子力発電所事故をふまえて－

倫理規程改定の概要

倫理委員会委員長
大場恭子

倫理規程に関する経緯と背景①

- 日本原子力学会会員の心構えと言行の規範として2001年に制定
 - 1999年より検討が開始され、公衆審査期間を含む約2年をかけて制定された。
 - 前文、憲章、行動の手引から成る(日本の工学系学協会の中で、「行動の手引」を定めたのは本学会が初)。
 - ただし署名や罰則はなし
- 改定
 - 2001年に設立した倫理委員会の任務の一つとされ、委員の任期に合わせ(2003年, 2005年, 2007年, 2009年)見直しを行ってきた。
 - 2011年の改定作業中に福島第一原子力発電所事故が起き、事故をどのように反映させるかの議論等がまとまらず2011年の改定を断念。現在に至る。

委員会構成メンバー

2014. 3.19現在

委員長:	大場恭子	東京工業大学
副委員長:	宮越直樹	三菱重工業(株)
幹事:	作田 博	(株)原子力安全システム研究所
委員:	内山軍蔵	(独)日本原子力研究開発機構
	宇奈手一之	三菱重工業(株)
	北村正晴	(株)テムス研究所
	関村直人	東京大学
	辻 政俊	経済産業省
	中野 智仁	(株)東芝
	名倉 修治	三井海洋開発(株)
	林 直美	(独)日本原子力研究開発機構
	福家 賢	(株)東芝
担当副会長:	藤田玲子	(株)東芝
特別委員:	柴田洋二	日立GEニュークリア・エナジー(株)
	奈良林直	北海道大学

現行の倫理規程

前文

我々日本原子力学会会員は、原子力技術が人類に著しい利益をもたらすだけでなく、大きな災禍をも招く可能性があることを深く認識する。その上に立って原子力の平和利用に携わることができる誇りと使命感を胸に、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境の保全を希求する。

憲章8条

1. 会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。
2. 会員は、公衆の安全を全てに優先させてその行動を通じて社会の信頼を得よう努力する。
3. 行動の手引 専門能力の向上を図り、あわせて関係者の専門能力

前文+47条文

4. 原子力利用の基本方針
 - 1-1.原子力の平和利用は、原子力発電に関連するエネルギー分野だけでなく、医療・農業・工業等をはじめ放射線や同位体の利用技術に関連する分野まで、極めて多岐にわたっており、本会の専門分野はこれらのすべてに関連している。会員は専門とする技術が人類

倫理規程の改定の経緯・背景②

2013年度総会において定款を改定

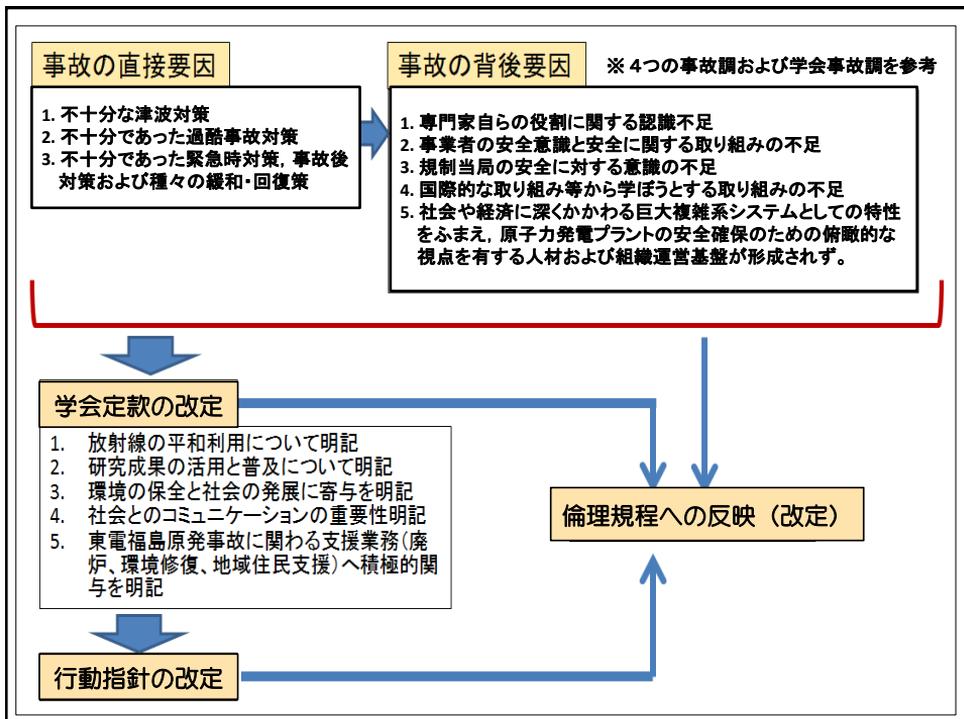
東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、学会の目的を「公衆の安全をすべてに優先させて、原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、その成果の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に寄与すること」とした。

参考(旧定款):

本会は、原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連絡協力等を行ない、原子力の開発発展に寄与することを目的とする。



定款改定の趣旨を受け、倫理規程改定期限を2014年6月の総会を目標に議論を再開した(cf. 行動指針: 企画委員会)



行動指針の改定案

1. 信頼醸成への貢献
 - 1.1 弛まず安全性の向上を追求する。
 - 1.2 高い倫理観を醸成する。
 - 1.3 公平公正を旨とし、透明性を維持する。
 - 1.4 国民・地域社会から信頼される技術情報源となるよう努める。
2. 社会に役立つ原子力技術の追求
 - 2.1 広く国内外の知見・経験に学び、学術および技術の向上を主導する。
 - 2.2 研究開発成果の活用と普及を進め、地球環境の保全、人類社会の持続的発展に寄与する。
 - 2.3 次世代の研究者・技術者を育成・支援し、技術の継承を図る。
3. 国際的な活動
 - 3.1 原子力平和利用の豊富な実績と、原子力事故の当事国となった経験に基づき、世界の原子力技術とその安全性の向上に貢献する。
 - 3.2 我が国の原子力平和利用と核セキュリティに対する国際的信頼の向上に努める。

規程改定に関する主な議論（総論）

- コトバとしては十分に妥当だが、会員の実際の行動に結びついていない
 - 任意団体である学会の倫理規程の位置づけ等をどう考えるか
 - 安全文化と倫理の関係はどうなっているのか
 - 倫理の概念（広さ）をどう捉えるか（「不正をしない」というレベルでよいのか→委縮していて諸課題の解決ができるのか？…）
 - 個人と組織の関係をどうするか
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を反映する。

規程改定委員会最終案をまとめる際に 気を付けたこと

- 正義・品格重視
- メッセージ性(伝わるメッセージ, インパクトのあるメッセージ)
- 現実から逃避せず, 妥当な提言内容となっていること
- 事故に対する真摯な反省が読み取れること
- 学会員およびその活動全体をカバーする内容であること
 - 学会の枠にとらわれず, 原子力技術に関わる全体を見ていること
 - 発電所のみならず, 放射線の平和利用等原子力全域をカバーすること。また, 事業のみならず, 開発, 教育などの分野も考慮すること。
- 倫理を広く: 安全確保(事故を起こさない)という一種のネガティブ思考だけではなく, 技術者に元気を与えるポジティブなものであること

倫理規程改定に関する主な議論(前文)

- 時代背景を受けた倫理規程制定の目的, 大方針が記載されているが, 別途行動の手引にも前文がある。
 - 前文には何を書くべきか, 原点に返って検討が必要(行動の手引の前文には行動の手引の目的や位置づけ, 使い方を書いては?)
- 福島第一原子力発電所事故を前文にも反映する。
- その一方で, 事故への反省が前面に出過ぎ, 自虐的になることへも懸念がある。学会員の「誇り」を大切にすべき。

現行の倫理規程(前文)

我々日本原子力学会会員は、原子力技術がエネルギーの安定供給や放射線の利用など人類に大きな価値をもたらすが、一方で大きな災禍をも招く可能性があることを深く認識する。その上に立って原子力の平和利用に携わることができる誇りと使命感を抱き、人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を強く希求する。

我々は、原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の職務と行為に誇りと責任を持つとともに常に自らを省み、社会との調和を図るよう努め、法令や規範を遵守し、安全を確保する。

我々は、現代が、科学技術を社会に結び付けている企業ならびに行政、研究、教育等諸機関に、倫理的な活動、とりわけ説明責任を果たせる活動を求めている時代であると認識する。

これらの実践のため、我々は日本原子力学会倫理規程をここに制定する。

11

倫理規程改定に関する主な議論(前文)

- 時代背景を受けた倫理規程制定の目的、大方針が記載されているが、別途行動の手引にも前文がある。
 - 前文には何を書くべきか、原点に返って検討が必要（行動の手引の前文には行動の手引の目的や位置づけ、使い方を書いては？）
- 福島第一原子力発電所事故を前文にも反映する。
- その一方で、事故への反省が前面に出過ぎ、自虐的になることへも懸念がある。学会員の「誇り」を大切にすべき。

倫理規程改定案(前文)

構成

規程の位置づけ

日本原子力学会は、前文・憲章・行動の手引から構成されている。この倫理規程は、我々日本原子力学会会員が展開する諸活動において、会員一人ひとりが持つべき心構えと言行の規範について書き示したものである。会員は、原子力の平和利用に携わること誇りと使命感を持ち、研究、開発、利用および教育等のさまざまな分野でその責務を果たすため、常に本規程を自分の言葉に置きなおし、自ら考え、自律ある行動をとる。

利用方法

倫理規程改定案(前文)②

技術はなんのためにあるのか

人類の生存の質の向上と地球環境維持が課題となる現在、さまざまな技術が開発され進歩している。しかしながら、どのような技術にも必ず正の側面と負の側面が存在していると同時に、本学会会員の展開する諸活動には、技術だけでは解決できない問題も少なくない。会員は常に現状に慢心せず、過去の災害や事例から広く学ぶ姿勢を持ち、チャレンジ精神とたゆまぬ努力をもって、より高次の安全と、豊かで安心できる社会の実現に向け、積極的に行動する。

原子力技術によって「環境の保全と社会の発展に寄与する(定款より)」にはどうすればよいのか

倫理規程改定案(前文)③

規程対象範囲

本規程は、学会の個人および組織の会員を対象としているが、原子力の安全確保と平和利用のためには、本規程がより多くの原子力技術従事者に共有され、本規程に基づいた行動がとられることが必要である。このため我々日本原子力学会会員は、本規程を満たすよう自ら率先して行動するとともに、会員、非会員を問わず、原子力技術に携わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を尊重し、実践できるよう牽引する。

学会員の責任範囲

倫理規程改定に関する主な議論(憲章)

- 個々は文章も練り上げられ明快なメッセージが発信されている。
- 全体として眺めると類似性がある
 - 全体としてのバランスをとるためは、重複度合いを可視化する必要がある。
 - 倫理規程の構成要素の基準として、米国プロフェッショナルエンジニア協会(NSPE)の倫理規程の基本7項目を取り上げ、整理した。
 - 項目により粗密の度合いが異なり、バランスに欠けている面がある。

倫理学の教科書にも取り上げられるものであり、標準として適切なものと考えられる。

<基本7項目>

- ①公衆優先原則 ②持続性原則 ③有能性原則 ④真実性原則
⑤誠実性原則 ⑥正直性原則 ⑦専門職原則

現行の憲章における 基本要素

倫理の基本要素	■ 公衆優先原則	■ 持続性原則	■ 有能性原則	■ 真実性原則
	■ 誠実性原則	■ 正直性原則	■ 専門職原則	
現行の倫理憲章	NSPE * の倫理規程の基本綱領 * National Society of Professional Engineers 米国PE協会			
1. 会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。				
2. 会員は、公衆の安全をすべてに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて社会の信頼を得るように努める。				
3. 会員は、自らの専門能力の向上を図り、あわせて関係者の専門能力も向上するように努める。				
4. 会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務をおこなうこと起因して社会に危害を及ぼすことがないように行動する。				
5. 会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、公開を旨とし説明責任を果たし、社会の信頼を得るように努める。				
6. 会員は、事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す。				
7. 会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。				
8. 会員は、原子力業務に従事することに誇りを持ち、その業務の社会的な評価を高めるよう努力する。				

倫理規程改定案(憲章)

1. (行動原理)

会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。

2. (公衆優先原則・持続性原則)

会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用を積極的に推進する。

3. (真実性原則)

会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重し、公平・公正な態度で自らの意思をもって判断し行動する。

4. (誠実性原則・正直性原則)

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行するとともに、社会に対する説明責任を果たし、社会の信頼を得るように努める。

5. (専門職原則)

会員は、専門とする技術の重要性を深く認識し、原子力の専門家として誇りを持って自ら研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化にも積極的に取り組む。

6. (有能性原則)

会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してはその限界を謙虚に認識するとともに、自らの専門分野以外の分野についても理解を深め、常に協調の精神で望む。

7. (組織文化の醸成)

会員は、個人の行動が所属する組織の文化に影響されることを認識し、組織の中の個人が倫理規程に則った行動を取るよう組織文化の醸成に積極的に取り組む。

倫理規程改定に関する議論 (行動の手引)

- 「前文」と「行動の手引の前文」の違いを明確にする
 - 行動の手引の前文は「行動の手引のまえがき」とし、行動の手引の目的や位置づけ、使い方を記すこととした。
- 憲章の改定に基づいた整理が必要。
- 行動の手引の重複性、過不足の検討。特に福島第一原子力発電所事故からの教訓の織り込みが重要。

行動の手引のまえがき

行動の手引は、倫理規程前文及び憲章に基づき、日本原子力学会会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したものである。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況において、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的によりよい行動を探索し、実行することが重要である。また、個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、ある程度の多様性は許容されるものである。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置くことが重要である。

倫理規程改定に関する議論 (行動の手引)

- 「前文」と「行動の手引の前文」の違いを明確にする
 - 行動の手引の前文は「行動の手引のまえがき」とし、行動の手引の目的や位置づけ、使い方を記すこととした。
- 憲章の改定に基づいた整理が必要。
- 行動の手引の重複性、過不足の検討。特に福島第一原子力発電所事故からの教訓の織り込みが重要。

憲章第1条および関連する行動の手引

(行動原理)

会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。

- 公衆優先原則を考える場合、原子力技術には発電に代表されるような便益と公衆の安全を脅かす事故に代表されるような正負の両面がある。従来、原子力安全が大きく取り上げられているが、原子力発電の推進は安定した電気を供給するためであり、安全確保はそのための絶対的な条件である。このようなことから、原子力技術の存在意義を考えたとき、もたらず便益の重要性に光を当てる必要があると考え、**第1条は、原子力のもたらず正の部分に焦点**を当てた。
- 上記、活動目的の大方針を受け、1-2チャレンジ精神の尊重、1-3諸課題解決への努力と技術者本来の「Ethics」(大きい／広い倫理)の重要性を謳った。
 - 1-2(チャレンジ精神の尊重) 会員は、原子力利用の研究、開発、利用計画等において、常に更なる向上を目指し、総合的な視野を持って、新たな可能性にチャレンジするように努める。
 - 1-3(諸課題解決への努力) 会員は原子力の研究、開発、利用計画等において直面している現在の課題および将来に遭遇する諸課題に対して、その解決に向けて不断の努力を積む。

憲章第2条および関連する行動の手引

(公衆優先原則・持続性原則)

会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用を積極的に推進する。

- 第2条は、公衆の安全確保が絶対条件であることを明記した。
※「原子力」という言葉は、実際には、原子力発電のみならず放射線の活用など多方面に及ぶため、「原子力および放射線の平和利用」という言葉で統一することにした。
- 行動の手引き2-1には原子力利用と安全確保の両立を謳い、倫理規程の具備すべき持続性原則への適合も明確にした。
 - 2-1(原子力利用と安全確保の両立) 会員は、過去の原子力災禍がもたらした社会への影響を絶えず思い起こし、原子力が潜在的に持っている危険性を十分に認識する。たとえ、平和利用であっても、社会に大きな影響を及ぼす恐れがあることを常に意識して安全確保のために最大限の努力を払う。
- 憲章の第2条に対応した行動の手引きには、原子力の平和利用、および、核セキュリティなど原子力特有の留意点を記載している(従来通り)。
- 行動の手引2-8には、東電福島原発事故の反省を踏まえ、活動が規制に適合すること自体が目的化することのないように注意を喚起した(規制適合が目的化することへの戒め)。

憲章第3条および関連する行動の手引

(真実性原則)

会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重し、公平・公正な態度で自らの意思をもって判断し行動する。

フィルターベント

津波対策

憲章の第3条では、現行の憲章では「自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け」「事実の尊重」程度であったものを、科学技術の進歩への対応への重要性を鑑み、「最新の知見」という言葉とともに、より具体的に書き込むこととした。また、この憲章の表現に合わせ、行動の手引も表現の明確化を図った。

設計の高経年化

- 3-1(最新知見の追究と自らの判断) 会員は、自己の業務遂行に関わる知見が常に最新のものであるべく広く国内外の情報収集に努めた上で、与えられた情報を無批判に受け入れることなく、それに関連する専門能力により自ら判断する。
- 3-2(科学的事実の尊重) 会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう努める。

憲章第4条および関連する行動の手引

(誠実性原則・正直性原則)

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行するとともに、社会に対する説明責任を果たし、社会の信頼を得るよう努める。

- 社会との係わり合いが大きなテーマであり、行動の手引として15項目も多岐に亘って設定した(誠実性原則と正直性原則を統合した影響もある)。
- 従来から重要視していた原子力技術における重要なテーマであり、考え方は従来のものを踏襲していることから、特に目新しくはない。
 - 今後へ向けて:原子力の安全目標の設定については、いわゆる安全をどこまで確保するかについては、非常に難しい問題であり、社会のニーズを十分に意識することも必要である。現在の提案では、技術者が考え、社会に説明責任を果たすという表現にしているが、より、積極的な表現が望ましいかもしれない。

憲章第5条および関連する行動の手引

(専門職原則)

会員は、専門とする技術の重要性を深く認識し、原子力の専門家として誇りを持って自ら研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化にも積極的に取り組む。

- 5-5に、教訓として、「失敗事例のみならず**良好事例も**研究し、……」と良好事例についても言及した。
- 5-9に「**原子力事故の当事国としての国際社会への貢献**」として、原子力事故の当事国としての経験を踏まえ、世界の原子力の安全性の向上に貢献すべく、積極的に情報発信を行うことを謳った。

憲章第6条および関連する行動の手引

(有能性原則)

会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してはその限界を謙虚に認識するとともに、自らの専門分野以外の分野についても理解を深め、常に協調の精神で望む。

- 原子力の特徴である総合科学技術ということに着目し、以下の文章を基本的な姿勢として追記した。
 - 6-1(学際的な取り組みの必要性) 会員は原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためにはこれらの専門分野との境界に隙間ができないように総合的な視点から取り組むように努める。

憲章第7条および関連する行動の手引

(組織文化の醸成)

会員は、個人の行動が所属する組織の文化に影響されることを認識し、組織の中の個人が倫理規程に則った行動を取るよう組織文化の醸成に積極的に取り組む。

- 安全に係わる行動は個人により行われるが、その個人は組織に属しており、行動の方向性は組織の考えにより、大きな影響を受ける。このため、組織文化の重要性を強調した。
- 従来の記述にも含まれてはいたが、事故後「組織の安全文化の醸成」が法規制化され、組織文化が重視されている現実を踏まえ、組織文化の重要性を改めて明記するとともに、その中で行動する技術者の倫理観の重要性を再認識するべく、憲章、行動の手引ともかなり踏み込んだ記載とした。特に、会員(経営層、管理者層)に対して、組織内の会員および非会員が自らの意思で、倫理的な行動を取れるように環境整備を行うこと、さらに、倫理の普及状況について、絶えず気を配る重要性について明記している。
 - 7-1、7-2は一部修正し、会員全員を対象とした「組織文化」に対する会員のとるべき姿勢を謳っている。
 - 7-3、7-4は法規制化された安全文化の醸成活動を強く意識したもので、7-1、7-2の基本事項に基づき、組織文化の醸成に重要な役割を担う組織の経営層の役割について謳っている。
 - 7-5は組織に所属する会員(個人)が倫理憲章の各条に述べる点で組織の意思とGAPを感じた場合の対応について、特出して記載したものである。内部告発と言う(最終)手段も考えられるが、組織内において、会員の意思が適切に反映される体制・仕組みを確立することが重要であると述べている。
 - 7-6は、7-3の「会員が倫理憲章に基づいて行動できる環境」の例であるが、安全活動の基盤となる労働環境の整備の重要性から特に強調した。

倫理規程改定案

前文

日本原子力学会倫理規程は、前文・憲章・行動の手引から構成されている。この倫理規程は、我々日本原子力学会会員が展開する諸活動において、ひとりが持つべき心構えと言行の規範について書

1. (行動原理)

会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。

2. (公衆優先原則・持続性原則)

会員は、安全をすべてに優先させて原子力利用の行動の手引とする。

憲章7条

まえがき+48条文

3 1-1 原子力利用の基本方針

原子力利用は、原子力発電に関連するエネルギー分野だけでなく、医療・農業・工業等をはじめ放射線や同位体の利用技術に関連する分野まで、極めて多岐にわたる。会員は専門とする技術を通して人類の生存の質を向上させ、地球環境を維持することに誇りと理想を持ち、その英知と努力によって原子力・放射線分野の適切な

の研
術
面
は
せ

4

会
公

4

ご意見の募集

会員の皆様のご意見をぜひお寄せください

- 倫理規程改定に関するご意見は、E-mail またはFAXで、
原子力学会事務局まで

- HPへ掲載中

http://www.aesj.or.jp/ethics/02_02_06/

- 宛先

E-mail: atom@aesj.or.jp

FAX : 03-3581-6128

- 期限

平成26年4月30日(水)必着

